

山形労働局一般公示第27号

登録教習機関の登録の公示について

下記の登録ボイラー実技講習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条第1項、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第97条第3号イ(4)、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号、以下「登録省令」という。）第19条の24の37に基づく登録省令第19条の24の34第2項第2号の事項（法人代表者の氏名）の変更の届出があったので、登録省令第19条の24の46の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録ボイラー実技講習機関			
名称	代表者職氏名		住所
山形職業能力 訓練センター	変更前	山形職業能力訓練センター長 土屋 文男	山形県山形市あけぼの 二丁目1-1
	変更後	山形職業能力訓練センター長 関原 隆男	
	変更した 年月日	令和8年4月1日	

令和8年5月8日

山形労働局長

